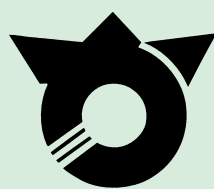


No.194
2014.8



広報

おみい

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6824 平成26年8月1日発行



平成26年6月25日(水)に上板町農村環境改善センターで上板町人権教育推進協議会総会が開催されました。当日は約120名の方が出席し、総会終了後に徳島市教育委員会 社会教育課 鮎喰教育集会所主事 弘瀬理沙さんによる「人権ってなあに??」を演題とした記念講演が行われました。わかりやすいお話の中、人権について、考え、気づき、学びの時間でした。

主な目次

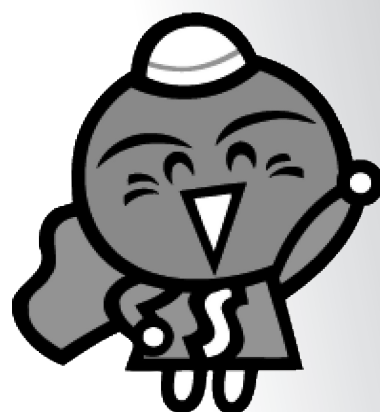
「とくしまー0(ゼロ)作戦」 防災出前講座 …………… 2
平成26年度後期高齢者医療健康診査のご案内 …………… 3
上板町議会だより …………… 3
「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」に関するお知らせ … 6

青年就農給付金(経営開始型) …………… 7
「上板町松島・高志・東光学童保育施設」が完成しました … 8
8・9月保健行事予定表 …………… 15
お誕生おめでとう …………… 16

「とくしまー〇（ゼロ）作戦」

防災出前講座

寄り合い
防災講座



防災すだちくん

徳島県では、地域の寄り合いや各種団体の研修会等に職員が出向き、南海トラフ巨大地震をはじめ、地震・津波の特徴などを分かりやすく説明し、家庭や地域でできる日頃の備えについて皆様と考える「とくしまー〇（ゼロ）作戦」防災出前講座を実施しています。

1 講座の内容

左のテーマからお選びください

(1) 基本講座

（地震・津波の特徴、家庭・地域でできること）

(2) 個別講座

- ① 中央構造線活断層帯直下型地震への備え
- ② 災害時のボランティア活動
- ③ 消防団の活動
- ④ 災害時の要援護者対策
- ⑤ 障がい種別の特性に応じた防災対策
- ⑥ 災害時の健康管理について
- ⑦ 企業防災について
- ⑧ 農林水産業における災害への備え
- ⑨ 住宅・建築物の耐震化
- ⑩ 水害に備えて
- ⑪ 土砂災害に備えて
- ⑫ ダムの役割
- ⑬ 災害時のペット対策

2 対象

地域の寄り合いや各種団体の研修会等で、概ね20人以上が参加する集会・会合とします。

3 申込み方法

所定の「申込書」により、講座開催日の概ね2週間前までに、上板町役場 企画防災課 にお申し込みください。なお、市町村の区域を越えて活動している団体等の場合は、徳島県防災人材育成センターまたは最寄りの県総合県民局に直接ご連絡ください。

4 費用

職員の派遣費用は無料です。

5 その他

県立防災センターで、防災講座を実施することもできますので、お気軽に当センターをご活用ください。※営利、政治活動または宗教活動を目的とする集会等の場合は、お受けいたしません。※当講座は、県立総合大学校「まなびーあ徳島」危機管理学部の主催講座として実施しており、南部校及び西部校においても実施します。

お問い合わせ先

- 徳島県危機管理部防災人材育成センター（県立防災センター内）
TEL:088-683-2100 FAX:088-683-2002
E-Mail:bousaijinzaikusei@pref.tokushima.lg.jp
- 南部総合県民局津波減災部
TEL:0884-74-7273 FAX:0884-77-3851
E-Mail:nanbu_tg@pref.tokushima.lg.jp
- 西部総合県民局企画振興部危機管理担当
TEL:0883-53-2392 FAX:0883-53-2434
E-Mail:seibu_k_mm@pref.tokushima.lg.jp

申込書等ははこちらから・・・

安心とくしまポータルサイト：<http://anshin.pref.tokushima.jp/>

平成二十六年

後期高齢者医療健康診査のご案内

生活習慣病の早期発見のため、後期高齢者医療制度被保険者の方を対象に、健康診査を実施いたします。

1 健診項目

身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査

2 健診費用

無料

3 健診場所

健診を受けることができる病院、診療所等の一覧表を、受診券に同封して送付いたします。

4 受診期間

健康診査受診券を受け取ってから、平成二十六年十二月末日までの間

健康診査の受診を希望される方は、『健康診査申込書』に記入の上、上板町役場税務課にご提出ください。『健康診査申込書』は上板町役場税務課窓口で取得できます。申込みをされた方には、後日健康診査受診券を送付いたします（申込期限の一回目及び二回目の受診券をお送りする時期は、申込期限から一か月ほど後になります。）。

◎申込期限

- 1回目 平成26年 8月22日(金)
- 2回目 平成26年 10月24日(金)
- 3回目 平成26年 11月 7日(金)
- 4回目 平成26年 11月28日(金)

※御注意

- (1) 四回目の申込期限を過ぎると受付できませんので、必ず期限までにお申し込みください。
- (2) 次の方については、健康診査の対象外となりますので、申込みは御遠慮くださいますようお願いいたします。
 - ・平成二十六年四月以降に、病院等で血液検査及び尿検査をされたことがある方
 - ・平成二十六年四月以降、既に他の健康保険などで健康診査を済まされている方
 - ・平成二十六年十月一日以降に後期高齢者医療制度に加入された方
 - ・施設入所されている方

【お問い合わせ先】

徳島県後期高齢者医療広域連合事業課

〒七七一〇一三五

徳島市川内町平石若松七八番地一

国保会館別館

TEL (〇八八) 六七七一三六六六

上板町役場 税務課

TEL 六九四一六八〇七

後期高齢者医療制度加入者のみなさまへ

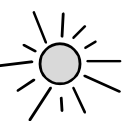
ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送ります

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果、効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り換えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を平成二十六年九月下旬に送付いたします。

通知対象者は、今年五月に医療機関で新薬を処方され、ジェネリック医薬品に切り換えた場合に自己負担額が大きく軽減される方となります。

なお、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、試してみたいとお考えの方は、医師や薬剤師にご相談ください。



上板町議会だより

◎平成二十六年第二回定例会の概要

第二回定例会は、六月十七日から六月十九日までの三日間の日程で開かれました。

開会日には、七條町長が町政に取り組む所信と、少子化対策、福祉や子育て支援、農業問題、防災対策など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、防災対策、行財政問題、農業問題、教育子育て問題などが論議されました。

(議員六名から一般質問)

町長提出議案一〇件の内九件が可決、承認され、一件が同意されました。

議員提出議案二件が可決されました。

◎議会議員協議会

平成二十六年六月十一日

第二回定例会提出議案の協議を行なう。

後期高齢者医療制度ご加入のみなさまへ

平成26年度後期高齢者医療保険料が決まりました。保険料の決定通知書と納付通知書を8月中旬までにお送りしますので、確認と納付を必ずお願いします。

保険料の算出方法

被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

平成26年度確定保険料 = 被保険者均等割額 51,273円 + {(総所得金額等 - 33万円) × 所得割率 10.02%}

- 保険料の軽減 … 所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない（年金収入80万円以下）	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (24万5千円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下	2割

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除(33万円)後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

基礎控除(33万円)後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

被用者保険の被扶養者であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

後期高齢者医療保険料の納期について

平成二十六年年度の納期は次のとおりになっています。ご協力よろしくお願いします。

期別	納期
第1期	8月1日から8月31日
第2期	9月1日から9月30日
第3期	10月1日から10月31日
第4期	11月1日から11月30日
第5期	12月1日から12月25日
第6期	1月1日から1月31日
第7期	2月1日から2月末日
第8期	3月1日から3月31日

※納期限が休日のときは、その翌日が納期限となります。

納付は便利な口座振替で！

納付いただく後期高齢者医療保険料をあなたの指定口座から自動的に振り替え納付できる便利な納付方法です。

1 口座振替のできる金融機関

阿波銀行 徳島銀行
ゆうちょ銀行 板野郡農協

2 申し込み方法

通帳と、通帳届出印等をお持ちになり、上板町内取り扱い金融機関で手続きしてください。

3 申し込みの締め切り日

各納期月の前月末日

お問い合わせ先

上板町役場 税務課
TEL 六九四一六八〇七

「人権擁護委員会」 ご存じですか。」

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものです。現在、約一四、〇〇〇名の委員が全国の各市町村に配置され住民の皆さまからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

上板町の人権擁護委員は次の方々です。

(平成二十六年七月一日現在)

西條 陽一(中西東)・眞木 育代(東 光)
吉田 公一(山 田)・名倉 正幸(大南一)
戸田 啓介(佐藤塚南)

人権相談

人権に関する困りごと、心配ごとはいませんか？

人権擁護委員会による人権相談を毎月実施しています。

相談は、無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談下さい。

● 日時 毎月 第三水曜日

午後一時三〇分～午後四時

● 場所 上板町文化センター

(上板町西分字松木二九)

● 電話 六三七一六三〇一

『防ごう！少年非行』県民総ぐるみ運動

上板町推進大会の開催について（御案内）

未来を担う青少年が、豊かな人間性や社会性を身につけ、「自立した大人」として成長し、いきいきと活躍することとは、私たち町民すべての願いです。

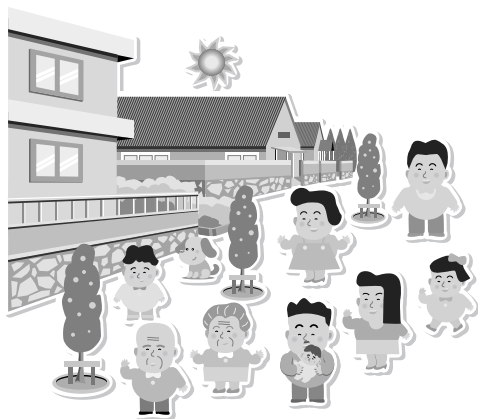
しかしながら、少子化・核家族化による家族形態の変化、高度情報化やグローバル化の進展、さらには厳しい雇用情勢など、社会経済情勢が急激に変化する中で、児童虐待や、インターネット等を介した青少年の犯罪被害に加え、ニートやひきこもりといった「社会的自立が困難な若者」の増加など、青少年をめぐる問題はますます複雑多様化し、早急に対応しなくてはなりません。

このような状況に加え、日本全体が大規模な自然災害から復興・発展していく上で、青少年が社会的な連帯感や規範意識を身につけ、主体的に生きる人間として成長するためには、多様な人間関係の中で、社会性を養うための良い環境づくりがより一層求められています。

このため、家庭・学校・地域社会・

関係機関が緊密に連携し、非行から青少年を守るという気運を醸成するとともに、非行に対する理解と認識を深め、地域に密着したきめ細かな青少年の非行防止・健全育成を図るため、また、本町から一件でも青少年非行が減少することを願って次のとおり開催いたします。

青少年の非行防止と健全育成のため、子どもたちの幸せのため、多数の皆様方の御参加をお願い申し上げます。



- ① 日時 平成26年 8月8日(金) 午後7時～
- ② 場所 上板町中央公民館 大会議室（役場2階）
- ③ 主催 青少年育成上板町民会議・上板町・上板町教育委員会
- ④ 内容
 - ◇上板中学校校内非行防止作文優秀者表彰
 - ◇上板中学校校内非行防止作文最優秀者発表
 - ◇大会宣言
 - ◇基調講演
 - 講師 特別支援教育士スーパーバイザー
臨床心理士・学校心理士
ガイダンスカウンセラー 外 磯 やよひ
 - 演題 発達障害と青少年問題

スローガン

一担い手はキミたちだ!!

誰もが輝くとくしまづくりー

「臨時福祉給付金」及び 「子育て世帯臨時特例給付金」 に関するお知らせ

両給付金について8月1日（金曜日）から申請受付を開始します。
給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

■臨時福祉給付金

平成二十六年四月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として臨時給付金を給付します（ただし、給付は一回限りです。）
給付対象となる可能性のある方に対して七月に申請書を郵送しています。
給付対象者と思われる方で、八月一日現在も申請書が届かない方は、上板町役場福祉保健課臨時福祉給付金係までお問い合わせください。

申請期間および申請方法

□申請期間

平成二十六年八月一日（金曜日）から
平成二十六年十一月四日（火曜日）まで

□申請方法

送付された申請書に記入押印し、必要書類を添付して郵送または、役場福祉保健課まで提出してください。

必要書類（申請書の裏面をご確認ください。）

本人確認書類

（運転免許証または、保険証の写し）
振込先通帳の写しなど

口座名義人（力ナ）、金融機関名、口座番号の分かる通帳の写し

給付対象者

基準日（平成二十六年一月一日）において上板町に住民登録している人で、平成二十六年度の町民税（均等割）が課税されていない方が対象です。ただし、以下に該当する方は対象になりません。
・平成二十六年度市区町村民税が課税さ

れている方に扶養されている場合
・生活保護制度の被保護者となっている場合など

給付額

給付対象者一人につき一万円。ただし、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者や児童扶養手当・特別児童扶養手当などの受給者は五千円加算されますので、一万五千円を給付。

■子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯臨時特例給付金の申請受付を開始しましたのでお知らせいたします。お早めのお手続きをお願いします。

対象となる方には、七月一日よりご案内の通知と申請書を送付しております。八月一日現在も届かない場合は、上板町役場福祉保健課子育て世帯臨時特例給付金係までお問い合わせください。

申請期間および申請方法

□申請期間

平成二十六年八月一日（金曜日）から
平成二十六年十一月四日（火曜日）まで

□申請方法

送付された申請書に必要事項を記入の上、上板町役場福祉保健課窓口にて申請書を提出してください。

給付対象者および対象児童

□給付対象者

基準日（平成二十六年一月一日）における平成二十六年一月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、平成二十六年度の所得が児童手当の所

得制限額に満たない方。
□対象児童
支給対象者の平成二十六年一月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。（平成二十六年一月二日以降に生まれた子どもは対象外。）ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者は対象外となります。

給付額

対象となる子ども一人につき一万円。
（給付は一回限りです。）

公務員の方へのお願い

公務員の方は、福祉保健課への現況届の提出がないことと、勤務先より申請書および児童手当受給状況証明書が交付されているため、上板町からの個別の通知がありません。

申請の際には、以下の三点をご提出ください。

- ・申請書
- ・児童手当受給状況証明書
- ・受給状況証明書内に記載のある口座がわかる通帳またはキャッシュカードの写し

■給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課
TEL 六九四一六八一〇

青年就農給付金 (経営開始型)

第2回 募集



就農してからの期間が短く、経営が不安定な時期の新規就農者に対し給付金を給付します。給付額は一五〇万円／年で、給付期間は最長五年間です。交付要件については次のとおりです。

① 独立・自営就農時の年齢が、原則として四十五歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。

以下の要件を満たす「独立・自営就農」であること

- ・農地の所有権又は利用権を有していること、ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。

- ・主要な農業機械、施設を自ら所有し、又は貸借していること。

- ・生産物や生産資材等を本人名義で出荷、取引すること。

- ・本人名義の通帳及び帳簿で、農産物等の売り上げや経費の支出などの経営収支を管理していること。

- ・給付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

② 町の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

③ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。

④ 原則として「青年新規就農ネットワーク（一農ネット）」に加入していること。

⑤ 平成二十一年四月以降に農業経営を開始した者であること。

◆経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから五年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営展開に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると町に認められること。

◆青年等就農計画が以下の基準に適合していること。

- ・上板町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に照らし合わせて適切なもの。
- ・農業経営を開始して五年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。
- ・計画の達成が実現可能であること。

希望の方は八月二十九日までに「青年等就農計画認定申請」の提出が必要です。申請は役場産業課に用意してあります。

お問い合わせ先

上板町役場 産業課
TEL 六九四一六八〇六



国民年金保険料について

保険料を納められるようになったときは——追納

全額免除や一部免除（一部納付）の場合は、免除の場合に応じて年金額に反映されますが、若年者納付猶予と学生納付特例は年金額に反映されません。

免除や猶予を受けた後、経済的に余裕ができたときは、追納制度を利用すると将来うつる老齢基礎年金額が満額に近づきます。通常の滞納や未納では時効により過去二年分の保険料しか追納できませんが、免除や猶予を受けた場合は、過去十年前までさかのぼって納付することができます。

ただし、三年度以上前の保険料を追納するときには、経過した期間に応じて追納加算額が上乗せされます。より古いものから追納する必要があるため、できるだけ早く追納してください。

追納する場合は、一カ月・二カ月・三カ月単位で保険料を分割して納めることもできます。また、保険料は全国のコンビニや金融機関から納付できます。

追納の手続は年金事務所で

保険料を追納する場合は、納付書が必要です。納付書は住所地を管轄している年金事務所で発行しますので、手続は年金事務所で行ってください。口座振替やクレジットカードは利用できません。

◎必要なもの

国民年金保険料追納申込書

お問い合わせ先

徳島北年金事務所
TEL 088 - 655 - 0200

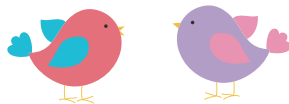
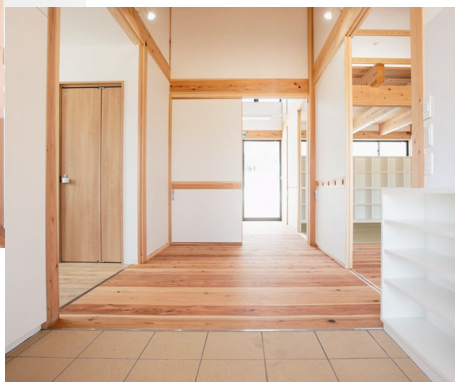


「上板町松島・高志・東光学童保育施設」が完成しました

昨年より徳島県産木材を活用した学童保育施設の新築工事を進めておりましたが、この度、松島・高志・東光学童保育施設の工事が完了し、竣工の運びとなりました。

構造は木造平屋建で、利用する子ども達に木材に囲まれた空間を提供し、徳島県産木材の「あたたかみ」と「やすらぎ」を感じとれる施設となっております。

また、集会室を地域住民の方々にも利用していただけるようになっておりますので、徳島県産木材の良さを感じとっていただければと思っております。なお、利用を希望される方におかれましては、福祉保健課までお問い合わせください。



学童保育は労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって指導員が行う保育であり、児童の健全な育成を促進するためのものです。学童保育への入所等のご質問につきましては、下記の学童保育クラブに直接お問い合わせください。

松島学童保育 まつっこクラブ

上板町鍛冶屋原字北原20番地2
TEL 694-6020

高志学童保育 あゆっこクラブ

上板町高瀬字天目一1113番地1
TEL 090-9454-5967

東光学童保育 ゆめっこクラブ

上板町西分字東光19番地2
TEL 694-6471

神宅学童保育クラブ わくわくらんど

上板町神宅字喜来95番地3
TEL 694-4748

お問い合わせ先 上板町役場 福祉保健課 TEL 694-6810

上板ふれあいクラブ

1日無料体験デー 〔高校生以上〕

平成26年度 会員募集中！

場所 ★上板 I Tセンター (筋トレ・卓球・施設紹介)

8月16日(土)

13時～17時



★改善センター (カローリング)

8月23日(土)

13時～14時30分



お問い合わせ先

TEL 679-7788

13時～20時



地図

天山歯科

阿波銀行

I T
センター
(ここです)

上板町
商工会

上板
郵便局

上板町
役場

N
4
+

※お知らせ 8月12・13・14・15日休みです。

上板町体育協会表彰式



去る六月十五日(日) 上板町中央公民館において、本町スポーツ界における功労、活躍を称え、上板町体育協会より平成二十五年度体育功労者、スポーツ優秀者の表彰式が行われました。

上板町体育協会表彰式

体育功労者

岡崎 忠夫 (上板町グラウンドゴルフ協会)
切原 義則 (上板町ゲートボール協会)
鳥羽 久雄 (上板テニスクラブ)
鳥羽 秀明 (上板卓球クラブ)

スポーツ優秀者

岡本 泰崇 (神宅小学校 柔道)
福井 乙羽 (東光小学校 少林寺拳法)
森上 依嗣 (東光小学校 バドミントン)
西崎 春花 (松島小学校 水泳)
長原 稔 (松島小学校 バドミントン)
多田 旺生 (松島小学校 少林寺拳法)
西岡 玲 (松島小学校 陸上)
原田 紫斗 (上板中学校 日本拳法)
春藤 海成 (上板中学校 日本拳法)
森川 昇理 (上板中学校 日本拳法)
三好 大成 (上板中学校 柔道)
矢野 有彩 (上板中学校 柔道)
山口 顕矢 (上板中学校 サッカー)
井内 風歌 (上板中学校 サッカー)
井上 恋 (上板中学校 サッカー)
佐野 佑樹 (上板中学校 少林寺拳法)
須藤 克志 (上板中学校 少林寺拳法)
須藤 直也 (上板中学校 少林寺拳法)
原田 虎礼 (上板中学校 少林寺拳法)
高橋祐一郎 (上板中学校 少林寺拳法)

平成二十五年度の学校名を記載しております



行政から発信される消費者情報を周りの消費者（家族、友人、近所や職場など）に広めたり、周りの消費者の相談を行政につなぐなどのボランティア活動をする十八歳以上の方と団体を募集しています。

●お問い合わせ先

徳島県消費情報センター（石川、林）

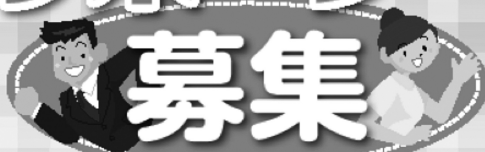
TEL 088 - 623 - 0612

ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>

（休所日 水曜日・祝日・年末年始）

くらしのサポーター募集

～愛称～
阿波の助っ人



登録統計調査員を募集集中！

上板町では、国などが実施する各種統計調査に従事していただく統計調査員を募集しています。現在、上板町では登録統計調査員が不足しています。ぜひ、あなたの力を統計調査にお貸しください！

詳細は上板町ホームページをご覧ください。
左記担当までご連絡ください。

お問い合わせ先

上板町役場

企画防災課 統計担当

TEL 六九四一六八二四



消防団員募集

自分たちのまちは自分たちで守る！

地域の防災のためにあなたの「チカラ」を発揮してみませんか？

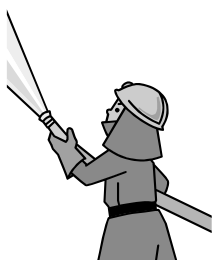
上板町では消防団員を募集しています。消防団に興味を持たれた方や参加してみたいと思われる方は、左記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

上板町役場

企画防災課 消防係

TEL 六九四一六八二四



農業委員会委員決まる

任期満了に伴い執行された農業委員会委員一般選挙（定数十二・当選十一人）の当選者は次のとおりです。

また、農業委員会等に関する法律第十二条の規定による選任委員（七人）は次のとおりです。（敬称略）

（立候補届出順・敬称略）

第十二条第一号による委員

世戸 眞澄（瀬部）

吉住 勝己（西分）

富士 福市（七條）

土地改良区

第十二条第二号による委員

七 條 明（七條）

多 田 弘幸（七條）

板 東 照之（高瀬）

武 安 阿 手 本 三 安 李 板 辰 早

知 藝 部 塚 浄 木 藝 保 東 巳 渕

正 佳 正 孝 武 利 正 素 弘 忠 重

敏 文 夫 一 將 勝 典 和 晴

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）

（瀬部）（西分）（七條）（神宅）（高瀬）（引野）



一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



■開設日

8月20日（水）

■開設時間

午後1時30分～午後4時

■開設場所

上板町老人福祉センター

任期は平成二十九年七月十九日まで。

ダイヤモンド婚を迎える ご夫婦をお祝いします。

九月十五日(月)に実施する平成二十六年
度敬老会において、結婚六〇年(ダイヤモ
ンド婚)を迎えたご夫婦のお祝いをする予
定です。

次の基準に該当される方は、福祉保健課
までお申込みください。

なお、お申込みいただいたご夫婦には、
後日招待状を送付します。

■該当基準

昭和二十九年一月一日〜昭和二十九年
十二月三十一日の間に、ご結婚された上
板町在住のご夫婦

■申込締切日

平成二十六年八月十五日(金)

■お問い合わせ

上板町役場 福祉保健課
TEL六九四一六八一〇

平成二十六年 地域障がい者パソコン講座

●身体および精神障がい者・難病等障がい
者の方を対象とした講座

windows8.1の基本操作やワードの基本、
便利なサービス、アプリ、画像編集や
Facebook等、主にインターネットを楽し
く学べます。

■募集定員 一〇名

■日 時

平成二十六年九月三日

平成二十七年一月二十八日

毎週水曜日 一三時〜一六時(全二十一回)

■場 所

福祉ホームリズム
二階 地域交流スペース
(板野郡藍住町矢上字安任五六一五)

■費用 無料

■締め切り 八月二十九日(金)

■お申込み・お問い合わせ

障がい者生活支援センター 凌雲

TEL六九三一一一七 FAX六九二一六七七六

E-mail:support@sej-harmony.com

平成二十六年 度徳島県障がい者 マイスター認定制度

募集要項

■募集要項

徳島県では、優れた技術・技能を有する
障がい者の方々を、「熟練した技能を持つ
人」という敬意を込めて「マイスター」と
して認定し、表彰する「徳島県障がい者マ
イスター認定制度」を創設いたしました。
優れた技術・技能を持つ障がい者の方々の
ご応募をお待ちしています。

■募集期間

平成二十六年六月十六日(月)〜

同年八月三十一日(日)

■提出先

徳島県保健福祉部長寿福祉局障がい福祉課
※募集要項等は、県のホームページ(徳
島県障がい者マイスター認定制度)につ
いて

↓ <http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014061300175/> からダウンロード
できます。

男性の料理教室参加者募集

■月 日

平成二十六年八月七日(木)

■時 間

九時三〇分〜一三時

■場 所

中央公民館2階試食室
男性料理教室二〇のレシピテキ
ストに基づき実施

■準備物

エプロン・
三角巾または大判ハンカチ

■費用 三〇〇円

■テキスト代(希望者) 三五〇円

■定員 二〇名(先着順)

■申込み

平成二十六年八月一日(金)〜平成二十
六年八月五日(火)までに福祉保健課ま
でお電話でお申し込み下さい。

上板町役場 福祉保健課

TEL六九四一六八一〇

■主催

上板町食生活改善推進協議会

■共催

上板町

上板町温水プールからのお知らせ 上板町民無料開放

■期 日

平成二十六年八月三日(日)

■対象

上板町在住の方、三歳以上の方で医師か
ら運動を止められていない方。

(3歳〜小学生未満の子供さんは、子供一
人につき大人一人同伴)

■定員 各時間帯

三〇名様まで先着順となります。

■時間帯

①一〇時〜一二時

②一二時三〇分〜一二時三〇分

③一三時〜一四時

④一四時三〇分〜一五時三〇分

予約制となります。利用の際には、個人
登録が必要となります。

登録が必要となります。

登録が必要となります。

■お問い合わせ

上板町ファミリースポーツ公園内

アサンスポーツクラブ

TEL六九四一六五五七



上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からのお知らせです。

子育ていちょう会の 開催について(ご案内)

日 時 毎月第4土曜日(19時〜21時)
8月23日(土)(19時〜21時)
9月27日(土)(19時〜21時)
9月以降も第4土曜日で開催しています。

活動場所 上板町子ども・若者相談
支援センター「あい」
1Tセンター2階

参加費
無料



子育ていちょう会は、不登校や引きこもり等の子育ての悩みを抱える親のために
ある会です。

同じ悩みや心の痛み、苦しみを聞いたり、自分の思うことを話すことで、今まで
こだわっていたことや考え方が変わり、広く大きく考えられる場所です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い、子ども達の生きる力をは
ぐくめるように諸問題の解決に向けて話し合い、相談・支援活動をしています。誰
でも自由に気軽に参加ができますので、一人で悩まず、是非お越し下さい。話の内
容は、秘密厳守となっています。

相談窓口	連絡先	受付時間(月〜金)
相談支援センター「あい」 (1Tセンター内)	088-637-6006	9:00〜17:00
上板町教育委員会	088-694-6814	8:30〜17:00

(土・日・祝日は休み) (相談無料)

農用地区域除外申請の受け付けについて

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、農用地区域除外申請が必要です。

受付期間 平成26年9月1日～9月30日

申請書は、上板町役場産業課窓口でお受け取りになるか、町ホームページからダウンロードできます。

農用地区域内の農地を農地以外に転用する場合は、上板町が農用地利用計画を変更し、農用地区域から除外を行ったうえで、農地転用の許可を受ける必要があります。

農用地区域除外は、町が農業振興上の観点からその必要性を判断し行いますが、申請された農地がすべて認められるわけではなく、申請の内容と町の農用地区域除外の考え方が一致した場合に除外することができま

す。区域除外は、次の要件①～⑤をすべて満たす場合に限り除外されます。

要件①

その土地を転用することが必要かつ適当（緊急性・他法令許可可の見込みがある）であって、ほかに代替すべき土地がないこと。

要件②

除外することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

要件③

除外することにより、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

すおそれがないと認められること。

要件④

除外することにより、農用地区域内の農業用施設（水路等）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

要件⑤

土地改良事業完了後八年を経過していること。

（注1）土地改良事業が行われた農地は、事業がなされていない農地と比較して明らかに営農条件に優れており、公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間農用地として確保する必要がある。

（注2）土地改良事業完了後八年経過した土地であっても、上記要件がすべて満たされない場合及び町が地域農業の振興を図るうえで、農地として確保すべきと判断した場合、除外が認められない。

除外が承認されるまでの事務スケジュール

申請 ↓ 農業振興地域整備協議会にて協議 ↓ 農業委員会の意見聴取 ↓ 県との事前協議 ↓ 農用地利用計画変更案の公告・縦覧（三〇日間・住民の意見聴取） ↓ 農用地利用計画変更案に対する異議申出期間（一五日） ↓ 県との変更協議 ↓ 県の同意 ↓ 変更公告 ↓ 除外の承認（申請者通知）

お問い合わせ先

上板町役場 産業課
TEL 六九四一六八〇六

サツマイモ等の持込規制と産地防衛について

インターネット通販、贈り物、お土産等で沖縄・奄美諸島・トカラ諸島・小笠原諸島等の地域からサツマイモやヒルガオ類などの生茎葉及び地下部を持ち込まないでください（植物防疫法で禁止され、違反には罰則もあります）。

や周辺地域に移動制限がかかり、発生がなくなるまで販売ができなくなりま

す。とくしまブランドの「なると金時」を守るため、上記の地域からサツマイモなどを持ち込まないでください。

を

ご承知のとおり、鳴門市と松茂町を中心とする板野郡地域では、県を代表する品目として「なると金時」が栽培され、年間約四〇億円を販売するブランド産地となっています。

写真提供・植物防疫所原図提供 無断転載禁止



アリモドキゾウムシ
(体長約7mm)



イモゾウムシ
(体長約4mm)



サツマイモ(紅芋)
の生塊根

もし、規制地域から持ち込んだサツマイモなどが原因となり、アリモドキゾウムシ・イモゾウムシが発見されれば、発生ほ場の「なると金時」の処分

犬のふん害防止について

飼い主さんのご協力をお願いします。

犬の散歩の際、ふんをそのままにして立ち去る一部の心ない人がいるため、大変迷惑しているとの苦情がたびたび寄せられます。

保全と地域の環境美化推進のため、飼い主さんのご協力をお願いします。

上板町環境美化

犬のフンは
飼い主が持ち
帰りましょう



人の土地などに犬のふんが放置されると、不衛生でみんなが不快に感じます。飼い主には、飼い犬のふんを回収する責任があります。

道路・公園などの公共の場所や、他人の土地などに犬のふんが放置されると、不衛生でみんなが不快に感じます。飼い主には、飼い犬のふんを回収する責任があります。

鳴門藍住地区農業生活指導班会
鳴門藍住地区農業振興協議会
TEL 〇八八―六九二―二五一五

ごみ排出のルールを守りましょう。

不法投棄した者には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により「五年以下の懲役もしくは一、〇〇〇万円以下の罰金又はこの併科」となります。（廃掃法第二十五条）不法投棄未遂も同様の罰則が科せられます。

ごみステーションに出せないごみを投棄することは、不法投棄となりますので注意が必要です。

ごみステーションに出せないごみが増え、利用者の迷惑となっています。環境保全課では、ごみステーションに出せないごみを発見した場合、黄色い啓発シールを貼り付けております。啓発シールを貼られたごみを出された方は、持ち帰り、ごみの排出方法を確認してください。

この廃棄物(ごみ)は、収集できません。

- ☐ 町指定袋で出してください。
- ☐ ごみステーションに出せないみです。大型ごみ 資源ごみ その他

他の利用者の迷惑となりますから、一度持ち帰り、ごみの排出方法を確認してください。

お問い合わせ 上板町役場 環境保全課 TEL:088-694-6813

緑のカーテンコンテスト 参加者募集 (抜粋)

1. 応募資格

県内に設置されたゴーヤーによる緑のカーテンであること。

2. 応募締切

平成26年8月22日(金)午後5時必着

3. 応募方法

応募用紙に必要事項を記入し、写真を添えて下記応募先まで提出してください。写真は最大5枚までとします。

4. 応募先

〒771-1392 徳島県板野郡上板町七条字経塚42番地上板町役場 環境保全課 緑のカーテンコンテスト係
TEL:694-6813 FAX:694-5903

E-mail ka@townkamiita.jp

※応募用紙は上板町公式ホームページの緑のカーテンコンテストの記事からダウンロードしていただくが、環境保全課窓口まで取りに来ていただくことになります。

“一緒に考えましょう！ごみ問題” 「環境保全啓発研修会」のご案内

本町においても、ごみ減量化の推進は、極めて重要な課題となっています。

環境保全課では、今年度も支部等を対象に「ごみ減量化」や「再資源化」等をテーマとした「環境保全啓発研修会」を実施していますので、お申し込みください。

◇申込方法

啓発研修会を実施される支部等は、開催日の10日前までに環境保全課に実施申請書を提出してください。開催日が他支部等と重なった時は、先に申し込まれた支部等を優先させていただきます。

※啓発研修会は、「上板町支部助成金」の対象となっています。

ただし、平成25年度に啓発研修会を開催して頂いた支部は助成金の対象外とさせていただきますので、ご了承ください。

上板町役場 環境保全課 TEL 694-6813

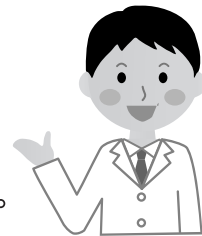
自衛官(学生)受付案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日	その他
自衛官候補生	(男子) 18～27歳未満の男子 (女子) 18～27歳未満の女子	年間を通じて行っております。 8月1日～9月9日	第1回 8月下旬(一般・大学生) 第2回 9月中旬(高校生・一般) 9月25日～29日	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
一般曹候補生	高卒(見込含) 27歳未満	8月1日～9月9日	1次: 9月19日・20日(いずれか1日実施) 2次: 10月9日～15日(いずれか1日実施)	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満	8月1日～9月9日	1次: 9月23日 2次: 10月18日～23日 3次: 11月15日～12月18日	試験会場 1次・2次試験: 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生)	高卒(見込含) 21歳未満	9月5日～9月30日	1次: 10月18日 2次: 11月29・30日	試験会場 1次試験:海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 2次試験:陸上自衛隊 普通科駐屯地(香川県普通科市) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
防衛医科大学	高卒(見込含) 21歳未満	9月5日～9月30日	1次: 11月1・2日 2次: 12月17日～19日	試験会場 1次試験:海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 2次試験:防衛医科大学本校(埼玉県所沢市) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
防衛大学	推薦 高卒(見込含)21歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	9月5日～9月9日	9月27・28日	試験会場 防衛大学校本校(神奈川県横須賀市) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
	総合選抜	9月5日～9月9日	1次: 9月27日 2次: 11月1・2日	
	一般(前期) 高卒(見込含) 21歳未満 (自衛官は23歳未満)	9月5日～9月30日	1次: 11月8・9日 2次: 12月9～13日	試験会場 1次試験:海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 2次試験:陸上自衛隊 普通科駐屯地(香川県普通科市) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
	一般(後期)	27年 1月21日～1月30日	1次: 27年3月6日 2次: 27年3月20日	
高等工科大学校生徒	推薦 男子で中卒(見込含)17歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	11月1日～12月5日	平成27年1月23日	試験会場 高等工科大学校本校(神奈川県横須賀市) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。
	一般 男子で中卒(見込含)17歳未満の者	11月1日～平成27年1月9日	1次: 平成27年1月24日 2次: 平成27年2月5日～8日	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

お問い合わせ

自衛隊鳴門地域事務所 (TEL 088-685-5306) 住所: 鳴門市撫養町立岩字七枚57
自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/jieikanbosyu/>

保健師からののお知らせです



熱中症予防について 熱中症の予防には、水分補給と暑さを避けることが大切です。

1 こんな症状があったら 熱中症を疑いましょう。

1. 軽い症状

- ・めまい
- ・立ちくらみ
- ・筋肉痛
- ・汗がとまらない

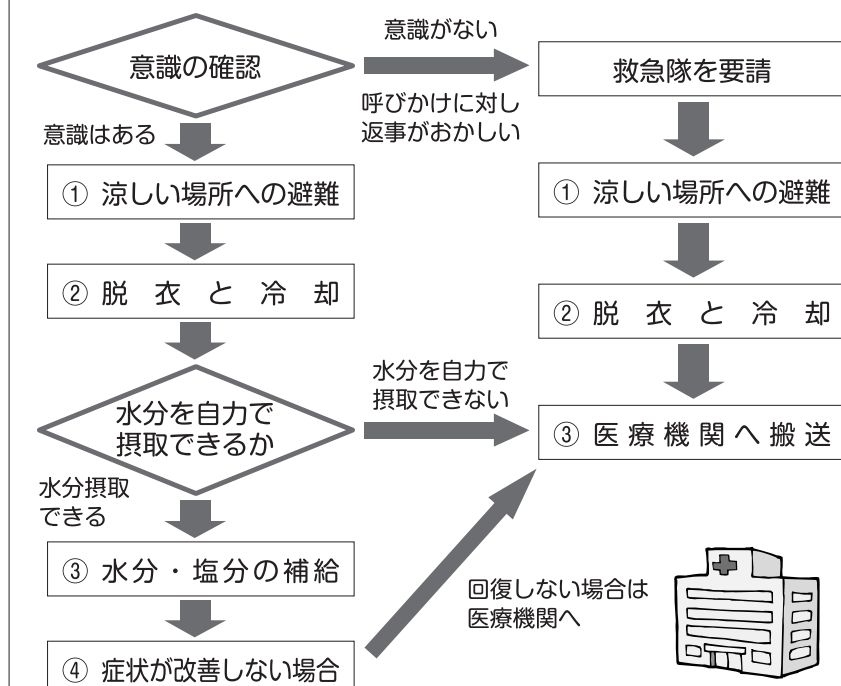
2. 中等度の症状

- ・頭痛
- ・吐き気
- ・体がだるい（倦怠感）
- ・虚脱感

3. 重症

- ・意識がない
- ・けいれん
- ・高い体温である
- ・呼びかけに対し返事がおかしい
- ・まっすぐに歩けない、走れない

3 熱中症になったときには



2 熱中症の予防法

日傘・帽子の使用 涼しい服装を心がける 水分をこまめにとる こまめに休憩をとる 日陰を利用

子どもの定期予防接種について～

「徳島県予防接種広域化」により、上板町内の医療機関に加えて、町外にかかりつけ医がある方は、町外医療機関で予防接種を受けることができます。

予防接種の対象者には、個人通知をいたしますので、通知が届いたら保護者の方は医師と相談をして接種計画を立てて受けましょう。

定期予防接種

ヒブ（Hib）・小児用肺炎球菌・BCG・4種（百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）混合・不活化ポリオ・3種（百日咳・ジフテリア・破傷風）混合・2種（ジフテリア・破傷風）混合・麻疹風疹混合（麻疹・風疹単独も可）・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン（HPV）

「健康づくりのための睡眠指針2014」が策定・公表されました。

睡眠は量的に不足したり質的に悪化したりすると、生活習慣病のリスクにつながり、不眠はうつ病のような心の病気につながります。また、主観的な眠けの強さに応じて交通事故発生の頻度が高いことが示されています。

睡眠12箇条（その1）

1. 良い睡眠で、からだもこころも健康に。
2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざめのメリハリを。
3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。

よい睡眠のために
控えるべきもの

「アルコール」
「カフェイン」
「たばこ」

寝酒は、一時的に入眠を促進する作用はありますが中途覚醒が増えて熟睡感が得られにくくなります。

カフェインはコーヒーや緑茶に含まれ、覚醒作用があり、就寝前3～4時間以内の摂取は入眠を妨げ眠りの質を悪化させたり夜中に尿意で目が覚める原因になります。

たばこに含まれるニコチンは覚醒作用があり約1時間程度作用は持続するため、入眠時の喫煙は不眠を引き起こす可能性があります。

8・9月 保健行事予定表

I. 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
8/5	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・健康教育	保健師・理学療法士
9/2	10:00～11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師

II. 乳幼児健康診査

1. 乳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
8/6	13:10～14:00	農村環境改善センター	問診、身体測定、診察、育児相談、栄養相談	平成25年9月10月 平成26年3月4月生

2. のびのび子育て教室

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
8/8	9:30～9:40	農村環境改善センター	離乳食教室、赤ちゃんの成長発達・事故予防・予防接種について	平成26年2月10日～平成26年5月30日生

3. 1歳6ヶ月児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
8/21	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、聴力検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成24年12月1日～平成25年2月28日生

4. 3歳児健康診査

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
9/10	13:00～13:20	農村環境改善センター	問診、内科・歯科診察、身体測定、尿検査、発達・育児・歯科・栄養相談	平成23年2月1日～平成23年4月30日生

III. がん検診（40歳以上の方）

月/日	時 間	場 所	内 容	料 金
8/26	13:00～16:00	農村環境改善センター	乳がん検診（マンモグラフィ撮影）	1,500円

IV. 町内巡回結核・肺がん検診がん検診（40歳以上の方）

9月18日、22日、26日、10月1日、町内各地を検診車が巡回し、胸部レントゲン撮影を行います。料金は無料です。

平成26年8・9月分

〈8/1～9/10まで〉

在 宅 当 番 医

市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

8月

1(金)	堀 口 整 形 外 科	698-5111
2(土)	わ た な べ 皮 膚 科	692-9211
3(日)	増 田 ク リ ニ ッ ク	693-3020
4(月)	藤 本 ク リ ニ ッ ク	698-0303
5(火)	越 智 外 科 胃 腸 科	698-3111
6(水)	平 野 内 科	698-8060
7(木)	山 田 外 科 内 科	698-5500
8(金)	吉 野 川 病 院	698-6111
9(土)	奥 村 医 院	692-2403
10(日)	小 松 泌 尿 器 科	692-1277
11(月)	片 山 医 院	698-2625
12(火)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
13(水)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
14(木)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
15(金)	き た じ ま 田 岡 病 院	698-1234
16(土)	富 本 小 児 科 内 科	692-7228
17(日)	竹 本 内 科	672-0174
18(月)	新 居 内 科	698-8808
19(火)	田 根 内 科 胃 腸 科	698-0123
20(水)	い の も と 眼 科 内 科	698-8887
21(木)	ルナウイメンズクリニック	697-2322

8月	22(金)	つ か さ ク リ ニ ッ ク	697-2323
	23(土)	矢 野 医 院	692-4411
	24(日)	井 上 病 院	672-1185
	25(月)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213
	26(火)	矢 野 医 院	692-4411
	27(水)	こ ま つ ば ら 整 形 外 科	698-5108
	28(木)	北島こどもクリニック	697-2221
	29(金)	くぼ小児科クリニック	678-7141
	30(土)	山 根 眼 科	692-8171
	31(日)	三 愛 内 科	672-0176
9月	1(月)	香 川 内 科	692-9770
	2(火)	森 本 医 院	641-4141
	3(水)	中 川 整 形 外 科	641-2288
	4(木)	稲 次 整 形 外 科 病 院	692-5757
	5(金)	富 本 小 児 科 内 科	692-7228
	6(土)	板 東 整 形 外 科	692-5151
	7(日)	福 島 内 科	672-4970
	8(月)	安 芸 内 科	692-6111
	9(火)	清 水 内 科	692-8900
	10(水)	わ た な べ 皮 膚 科	692-9211

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234
稲次整形外科病院 692-5757
東徳島医療センター 672-1171

全日対応ですが、要確認
水曜日、土曜日は受診前に要確認
対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

平成26年
6月

お誕生
おめでとう

- 七條 村上 泰唯・悦子
女の子 晃子（あきこ）
- 上六條 井上 大輔・真奈美
男の子 駆琉（かける）
- 西分月岡 佑次郎・智美
女の子 紗羅（さら）
- 瀬部 佐藤 隆司・恵子
男の子 蒼真（そうま）
- 高磯 森 大典・沙奈絵
女の子 杏（あんず）
- 椎本 石井 一宅・治恵
男の子 健吾（けんご）

人権の花運動

去る平成二十六年六月二十六日
（木）人権啓発事業として、『人権の花運動』が行われました。

『人権の花運動』とは、主に小学生を対象として、花を協力しながら育てることを通し、協力や感謝することの大切さを学ぶとともに、やさしい思いやりの心を持ち、人権思想を育むことを目的としたものです。

この日は上板町人権擁護委員より、町内四小 schools に花苗、プランター、花の土が贈呈されました。



板野郡消防操法大会 優勝 上板町消防団第二分団

第二十四回板野郡消防操法大会が、六月二十九日、板野東部消防組合グラウンドにおいて開催されました。

この大会は板野郡内の代表分団が四チーム出場し、消防ポンプ車による放水操作のスピードと的確さ、規律等を競うもので、二年に一回行われています。

大会当日は、練習を重ねてきた各分団の素晴らしい競技が繰り広げられました。

審査の結果、上板町消防団第二分団（廣瀬分団長）が見事に優勝を飾りました。

優勝した第二分団の選手は、次のとおりです。
（敬称略）

指揮者 廣瀬 浩平 一番員 上田 祐平
二番員 三木 新 三番員 大戸井康弘
四番員 西岡 大輔

優勝しました上板町消防団第二分団は七月十三日（徳島県消防学校グラウンド）開催の県大会に出場しました。



七夕まつり会

7月7日（月）にさくら保育所で七夕まつり会が行われました。
七夕まつり会では、2歳児、3歳児の子どもたちが七夕の歌を歌いました。
また先生たちによる、七夕の劇も行われました。
園内には、子どもたちが作った願い事の短冊が多数飾られていました。
子どもたちの願いは、きっと叶ったことでしょう。

